

平成29年度 事業計画

I 基本方針

我が国では、景気は緩やかな回復傾向にあると言われているものの、一方では経済格差が広がり、被保護世帯が過去最高を記録し、子どもの貧困問題等が顕在化するなど厳しい状況が続いている。本格的な人口減少社会に突入し、超高齢・少子社会が進展するなど社会環境の変化が続く中、地域での課題が多様化・深刻化・輻輳化し、さまざまな分野の課題が絡み合い、施策や制度の狭間にあって解決に至らない福祉課題や生活課題として山積している。

このような中、制度や分野の縦割りや福祉サービスなどの支い手・受け手の関係を越え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創り、すべての住民を包括的に支援する「地域共生社会」の実現に向けて、我が事・丸ごとの地域づくりを育む仕組みへ転換していく改革への取組みが求められている。

大阪市においては、国の制度が大きく移り変わる中で、各福祉分野を横串するような横断的な計画の必要性和、個別支援だけではなく地域全体への支援へと浸透させることが重要と捉え、平成30年度に総合的な視点での連携のあり方等を示す大阪市地域福祉基本計画の策定が急がれており、本会も計画を見据えた取組みを進めていくこととしている。

平成29年4月には、改正社会福祉法が全面施行され、これらの国の動向や市の状況を的確に捉え、新たに外部監査を導入し、本会も社会福祉法人の一員として、更なる透明性・適正性を確保し、市民に信頼されるための責務を果たしていかなければならない。

さらには、地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮し、社会福祉施設等との協働にも積極的に取り組んでいくこととする。

地域においては、住民一人ひとりの主体性を尊重した実践が必要であり、互いに豊かな暮らしをもたらす、存在を認め合い、助け合うことが実現できるよう、区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係機関・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、NPO、企業などと幅広く協働しながら社協事業を進め、地域福祉を一層推進していく。

Ⅱ 平成29年度事業

本会の団体ビジョンと使命を明確にした中期経営計画（平成26年度策定）に基づき、中間期の検証と今後の課題整理を踏まえ、次の事業を着実に推進していく。

1 社会福祉法人制度改革への対応

(1) 組織の透明性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施

公益性を担保できる経営組織を目指し、事業運営の透明性の向上、ガバナンス及び財務規律の強化を図る。各事業を適正かつ効果的に実施するため、内部での実査・検証を行う。

また、法定外部監査を導入し、会計監査人と連携して、ルール・規程などの改善を含め、内部統制システムの整備を図る。

(2) 地域における公益活動の取組みへの支援

地域における公益的な活動に対する具体的なイメージを持つことができるよう、市内の福祉施設が加盟する6団体で構成される大阪市社会事業施設協議会と連携し、実践事例を共有しながら、さらに具体的な活動の検討・発信を行なう。

2 生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援

(1) 地域福祉推進に係る事業

制度の狭間や複合的な課題を抱える人々への支援の必要性を見据え、各関係機関などと連携し総合相談支援機能の充実を図るとともに、地域における見守り・支えあい活動、福祉課題や予防支援を意識した地域づくりが一層推進されるよう、課題解決に向けた協議・検討を行い、市民・福祉関係者に対する推進方策や実践事例を発信する。

ア 社会的孤立など、福祉課題の解決に向けた取組み

イ 総合相談支援機能の充実に向けた協議・検討

ウ 地域包括ケアの推進に向けた地域づくりの取組み

エ 小地域福祉活動の活性化のための調査研究・情報発信

オ 地域福祉活動推進委員会の開催及び地域福祉を推進するための新たな媒体の作成

(2) 区社協活動・事業の支援

各区社協が区ごとの課題・特性に応じて、地域福祉推進の中核的な役割を果たせるよう、区担当制による継続的な支援をはじめ、区社協活動に関する情報集約や業務検討を行う。

また、職員研修や情報交換の場づくりを行うとともに、各区社協の地域支援機能を

中心とした取組み事例などを広く発信する。

ア 区担当制を中心とした区社協支援の推進

イ 区社協が実施する地域福祉推進に係る各種事業の情報提供や業務検討、研修会などの開催

ウ 地域支援機能を中心として、区社協が果たすべき役割や推進手法を整理し、取組み事例について発信する。

(3) 多様な主体による参画と協働を促進する取組み

これまでの活動の担い手に限らず、幅広い参画と協働による地域福祉推進の取組みが広がるよう、実践者に焦点を当てた情報発信や調査研究、推進方策の検討・発信を行う。

広域性を活かしながら多様な主体との関係構築・協働を促進し、区社協活動・地域福祉活動に結びつけていく。

(4) 「私たちのまちで先駆的な取り組みをしよう」事業

区及び地域における先駆的な事業の開発、既存事業の発展的な展開などを目的とした地域福祉活動推進の一助とするため、共同募金配分金を活用して助成事業を実施する。

(5) 善意銀行の運営

市民からの善意の預託（金品・物品）を活用し、ボランティア活動の支援、地域コミュニティづくりをはじめ、地域福祉活動推進や大阪の社会福祉における歴史保存・伝承に取り組む社会福祉施設・団体、社会福祉関係機関などへ助成する。

また、リーフレットやホームページなどにより善意銀行を周知し、事業に対する理解を深め、新たな寄付者の拡大に努める。

(6) 介護予防ポイント事業の実施

大阪市在住の65歳以上の方を対象に、本事業を通じて外出機会の増加や社会参加の推進を図り、生きがいつくり、介護予防につなげていく。

また、より多くの方が活動に参加できるよう、事業の周知に努めるとともに、活動場とのマッチングなど、登録後の活動につなぐ支援の取組みをすすめる。

3 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実

(1) あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制の整備を図り、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などを支援する。

(2) 権利擁護相談支援サポートセンター事業の推進

ア 大阪市成年後見支援センターの運営

成年後見制度の利用を必要とする方が的確に制度を利用できるよう、広報啓発や専門的な相談・申立て支援を行うとともに、地域福祉の視点から、市民という身近な立場で後見業務を行う市民後見人を養成し、適切に活動ができるよう支援する。

イ 地域の相談支援機関への権利擁護に係る後方支援

権利擁護相談、認知症医療相談を実施して地域の相談支援機関の後方支援を行う。

ウ 成年後見制度、権利擁護に関わる機関・団体との連携

エ 今後、法人後見に取り組む団体への支援

(3) 認知症高齢者相談支援サポート事業の推進

ア 地域包括支援センターなどの機関や施設及び事業者に対する相談、後方支援

支援困難ケースについて専門相談の活用やケース会議、事例検討を通じての専門的な助言などにより支援するとともに、各区の認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の実務が円滑に遂行されるよう連絡会の開催などを通して後方支援を行う。また、家族介護者などに認知症の正しい理解を深めるための研修会などの開催や、介護者同士の交流の取組みを支援するとともに、認知症高齢者やその家族などに関する相談会を開催する。

イ 認知症サポーター養成など事業の実施

「認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」を目指して開催する「認知症サポーター養成講座」や、講師役のキャラバン・メイトを養成する研修を実施するとともに、フォローアップ研修の実施により、キャラバン・メイトの組織化を支援する。

(4) 休日夜間福祉電話相談事業の推進

ア 相談支援機関の窓口が閉まっている休日夜間における障がい者・高齢者の福祉に関する電話相談の実施、及び関係機関などの案内や情報提供

イ 障がい者・高齢者の虐待通報及び要援護障がい者・高齢者緊急一時保護に関する要綱などに基づいた関係機関との連絡調整

ウ 相談支援機関へ相談内容に関する連絡調整

(5) 地域包括支援センターの連絡調整・運営支援

市内全域の地域包括支援センター及び総合相談窓口との連絡調整や運営支援を行うとともに、各々の圏域での地域包括ケアを推進する。

ア 業務実績集計、分析、フィードバック

イ 情報の共有化、業務に関する相談対応など

- ・包括管理者会の開催
- ・事業ワーキングの開催、業務マニュアルの作成
- ・職員研修の企画実施

(6) おおさか介護サービス相談センター事業の推進

介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者からの相談を受け、情報提供や苦情相談に対する助言・調整などを行い、地域包括支援センターと、より一層連携を深め、介護保険サービスの質の向上に取り組む。

また、地域住民が参加しやすい学習会の機会を設けるとともに、福祉人材の育成を目的として、介護相談研修事業の拡充を図る。

(7) 生活福祉資金貸付事業の推進

生活福祉資金貸付事業の相談窓口である各区社協の事業が円滑に進捗するよう、全社協や大阪府社協と連携し、区社協への情報提供や研修会を実施する。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施【新規】

大阪府が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金を貸付け、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立を支援する。

4 中立・公正な立場にたった事業の展開

介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

対象者一人ひとりの個別性や人権に配慮しながら、市内の要介護認定調査、障がい支援区分認定調査及び他市町村からの依頼による市内居住者の認定調査を実施し、認定審査会に報告する。

また、適切な認定調査を行うため、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修を行い、調査員の質の向上を図る。

5 ボランティア・市民活動の推進・強化

(1) ボランティア振興事業の推進

平成28年度に開設30周年を契機に、さらに広範な市民、住民の参画を得るため、情報の収集と発信の充実を図り、ネットワークを広げた連携を深化させ、社会参加に一人も置き去りにしない地域社会の構築を目指す。

また、各区ボランティア・市民活動センター/ボランティアビューローが市民にとってより身近で開かれた存在となるよう、ボランティア活動の支援やボランティア情報に関する啓発・普及、福祉教育の推進など、総合的な機能強化を図るため、連携を密にする。

さらに地域住民が抱える多様な課題や社会的孤立の解消を目指し、企業、学校、NPOなど、さまざまな社会活動団体との連携を強化し、国際交流、環境保全などとのリンクを進める。

(2) ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援

増大する地域課題に対応するため、ボランティア活動振興基金を活用して、従来のボランティア活動への助成の拡充を図り、継続的な支援を進めるとともに、地域活動の魅力を感じて参加意欲を引き出す仕組みづくりと活動を積極的に牽引するリーダーの育成を支援する。

(3) 防災・減災、災害救援に関する支援・取組み

南海トラフ巨大地震など、今後、大阪市での甚大な被害が想定される災害に備え、社会福祉協議会、行政及び関係機関が連携し、災害発生時に各々の取るべき行動や役割分担を明確化して、災害時の対応が円滑に行うことができるよう、訓練や研修に積極的に取り組む。

大阪府域において、民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携を図ることを目的に、おおさか災害支援ネットワークに参画・運営するとともに、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）との連携など、被災地復興支援、避難者支援を継続的に行う。

(4) 「こどもの学習支援を含む居場所」の運営に関する支援

「こどもたちの生活習慣・学習習慣の改善」、「こどもと地域住民との交流機会の増進」などを目的として、希望する団体が主体的に「こどもの居場所」を設置し、「学習支援活動を含めたこどもの居場所」の運営ができるよう支援する。

6 広報啓発活動の充実

(1) 調査、啓発及び広報活動

広報は、多くの市民とコミュニケーションを図る手段であり、本会の信頼性や透明性の向上に繋がっていくと捉え、効果的・積極的に発信する。

本会の広報誌「大阪の社会福祉」のさらなる内容の充実に努めるとともに、適宜発行部数や配布先を見直す。併せて、ボランティア・市民活動センターが発行する「COMVO」、社会福祉研修・情報センターが発行する「ウェルおおさか」とも掲載内容などを調整し、効果的な広報誌の発行に努める。

ホームページも、広報誌と共に発信内容の充実に努める。

(2) 大阪市社会福祉大会の開催

社会福祉の功労者を表彰するとともに、社会福祉に関する理解と意識の高揚を図り、ボランティア活動を中心とした市民参加の地域福祉の推進を目的に開催する。

(3) 人権啓発の推進

社会福祉に従事する職員として、人権問題の理解と認識を深め人権意識の向上に資するため、「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」「大阪市社会事業施設協議

会」と連携を図り「大阪市社会福祉施設職員人権研修」「社会福祉施設職員人権ワークショップ」を開催する。

高齢者、障がい者、児童虐待防止推進月（週）間行事をはじめとする多様な人権活動に参画するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページなどでさまざまな取組みを掲載し、広く啓発を図る。

また、人権週間を中心に市内各所で開催される各種講演会や行事、関係団体主催の人権研修への参加を促進する。

7 福祉人材の養成及び情報の発信

(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営

市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習を実施するとともに、社会福祉を支える人材の養成や社会福祉に関する多面的な情報を発信する。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 地域福祉活動を担う市民を対象とした研修の実施
- ウ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営
- エ 社会福祉施設・事業者などへの人材育成などに関する相談対応及び情報提供
- オ 社会福祉に関する情報提供及び調査研究
- カ 図書資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示
- キ 貸室業務及び施設総合管理業務（㈱太平ビルサービス大阪と共同体により実施）
- ク 福祉職員のためのメンタルヘルス相談の実施

(2) 新たな地域活動の担い手の育成

地域活動の担い手不足に対応するため、地域福祉活動者生涯研修体系（仮称）の構築に向けて検討会を実施し、新たな担い手を育成する。

また、介護、福祉、保育分野における人材確保と定着を支援するため、潜在的有資格者の復職支援研修のプログラム開発やモデル研修などを実施する。

(3) 介護職員実務者研修通信課程（スクーリング）の実施

介護福祉士国家試験を受験する際に、3年の実務経験と「実務者研修（450時間）」の修了が義務付けられたため、全国社会福祉協議会（中央福祉学院）が実施する通信課程のスクーリングを受託し、介護福祉士の確保に寄与する。

(4) 次世代の社会福祉の担い手の育成（社会福祉士養成課程の実習受入）

積極的に実習生の受入れができるよう、本会職員の実習指導者研修の受講を促進し、次世代の社会福祉の担い手の育成を図る。

(5) 福祉人材の養成・確保（就職フェアなど）

社会福祉分野の就職を希望する求職者と社会福祉施設などの採用担当者とのマッチングの機会を提供する合同求職説明会を大阪府社協などと共催し、福祉・介護分野への人材確保に努める。

8 福祉関係機関、団体との連絡協調

(1) 民生委員・児童委員との連携及び活動の推進

民生委員・児童委員の役割や意義の理解促進に向け、各区で懸垂幕の設置や、リーフレットの配付など、子育て世帯や単身高齢者、生活困窮者を含め、幅広い層を対象に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の認知度の向上を図る。

また、今年度は民生委員制度創設100周年を迎えるにあたり、全国民生委員児童委員連合会及び大阪市とも連携して、民生委員制度の更なる普及に努める。

(2) 共同募金運動への協力

10月1日から始まる赤い羽根運動の際には、本会職員が街頭募金に参加するほか、広報誌に掲載するなど、共同募金会とより緊密な連携を図り、積極的に運動を広報・啓発する。

(3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

分野ごとに大阪市管轄の社会福祉施設を組織化した大阪市社会事業施設協議会（児童、保育、老人、生保、地域、障がいの各団体により構成）に対し、施設団体相互間の連絡調整、施設と地域社会の連携、関係機関・団体との連絡調整などを行う。

また、社会福祉法人・施設が抱える課題に基づいた研修会などの開催や、公益活動に対する活動プログラムの提供などを行う。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

市域の社会福祉施設が人権課題への理解を深め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の取組みを、大阪府・大阪市・大阪府社協と連携して支援する。

(5) 区社会福祉施設連絡会活動への支援

市内各区社会福祉施設連絡会が一堂に会する「全体会」における各区の事例報告や情報交換を通じて、連携の強化及び活動の活性化を図るなど、各区で組織されている市内各区社会福祉施設連絡会の活動を支援する。